

第二期近江八幡市
子ども・子育て支援事業計画
ハチッピープラン

(表紙イメージ)

令和2年3月
近江八幡市

計画の概要

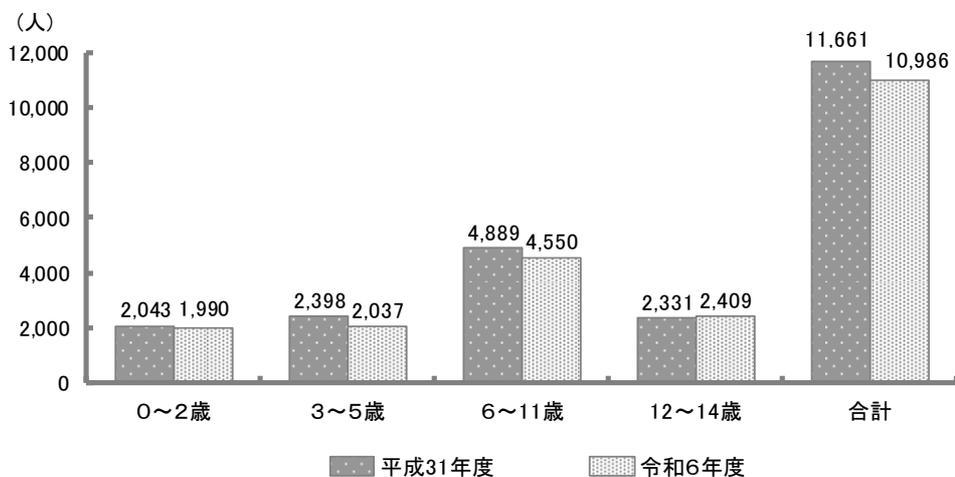
本計画は、国の「子育て安心プラン」「新・放課後子ども総合プラン」等の計画や方針を踏まえ、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援行動計画」としても位置づけます。計画期間は、令和2年度から令和6年度までとします。

アンケート調査のイメージ

ヒアリングのイメージ

- ・保護者が孤立することがないように、地域で見守りをする。
- ・幼稚園を利用していますが、預り保育をしてほしい。
- ・ネットなどの情報量の多さにとまどう人も多い。
- ・離乳食教室の内容をもっと機会を増やしてほしい。
- ・安心して親子で楽しめる公園が整備されていない。

人口推計



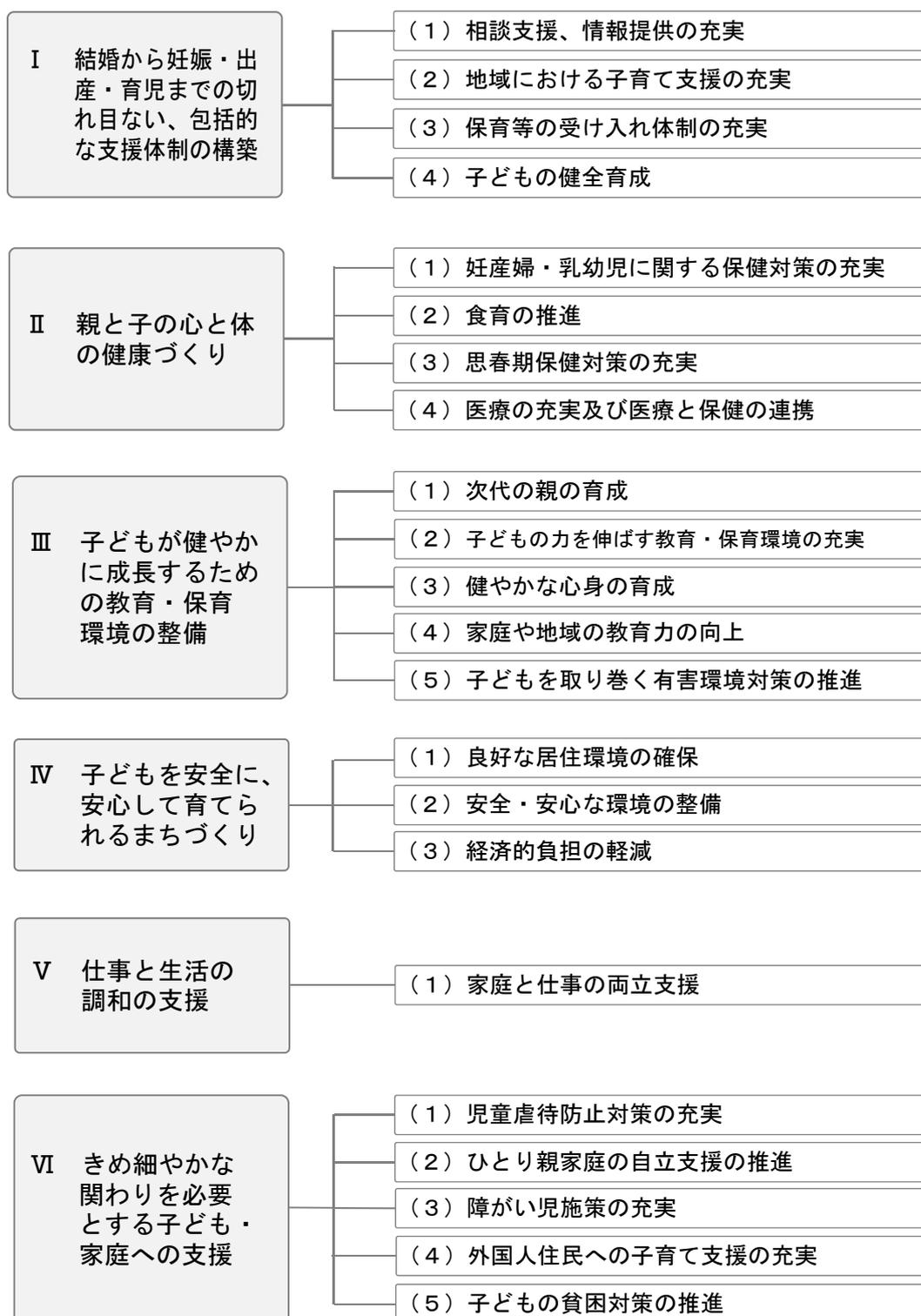
基本理念

子どもは地域の宝、みんなで見守り育てよう！

子育て支援の展開

[基本目標]

[施策]



子育て支援の展開

★は子ども・子育て支援法で計画掲載について定められた法定事業です。

基本目標Ⅰ 結婚から妊娠・出産・育児までの切れ目ない、包括的な支援体制の構築

- 施策（１）相談支援・情報提供の充実・・・
 - ★子育て世代包括支援センターの運営・・・等
- 施策（２）地域における子育て支援の充実・・・
 - ★地域子育て支援拠点事業
 - 親子の絆づくりプログラム（BPプログラム）・・・等
- 施策（３）保育等の受入れ体制の充実・・・
 - ★教育・保育事業（保育所等の体制整備）
 - 保育士等の確保
 - 認定こども園の普及推進
 - 教育・保育施設の整備・改修・・・等
- 施策（４）子どもの健全育成・・・
 - 放課後子ども総合プラン
 - 放課後子ども教室
 - ★放課後児童健全育成事業・・・等

基本目標Ⅱ 親と子の心と体の健康づくり

- 施策（１）妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実・・・
 - 産前産後サポート事業・産後ケア事業・・・等
- 施策（２）食育の推進・・・
 - 正しい食習慣の啓発（食育教室等）・・・等
- 施策（３）思春期保健対策の充実・・・
 - 小・中学生や保護者に向けた正しい知識の普及・相談・・・等
- 施策（４）医療の充実及び医療と保健の連携・・・
 - 医療・保健ネットワークの整備・・・等

基本目標Ⅲ 子どもが健やかに成長するための教育・保育環境の整備

- 施策（１）次代の親の育成・・・
 - 家庭教育支援・・・等
- 施策（２）子どもの力を伸ばす教育・保育環境の充実・・・
 - 効果的な研修システムの構築
 - 小・中学校外国語活動推進事業
 - ふるさと学習
 - 読書活動の推進
 - 「早寝・早起き・あき・し・ど・う」の推進・・・等
- 施策（３）健やかな心身の育成・・・
 - 教育相談活動「相談室１・２」・・・等
- 施策（４）家庭や地域の教育力の向上・・・
 - コミュニティ・スクール推進事業・・・等
- 施策（５）子どもを取り巻く有害環境対策の推進・・・
 - 携帯電話・ネット犯罪予防対策 スマホ・SNS等の適切な使用に関する学習・・・等

基本目標Ⅳ 子どもを安全に、安心して育てられるまちづくり

施策（１）良好な居住環境の確保・・・

公園等の整備・・・等

施策（２）安全・安心な環境の整備・・・

歩道・通学路の安全対策

安心安全メール配信事業・・・等

施策（３）経済的負担の軽減・・・

子ども医療費助成・・・等

基本目標Ⅴ 仕事と生活の調和の支援

施策（１）家庭と仕事の両立支援・・・

事業所への啓発

男性の子育て参加への啓発・・・等

基本目標Ⅵ きめ細やかな関わりを必要とする子ども・家庭への支援

施策（１）児童虐待防止対策の充実・・・

近江八幡市要保護児童対策地域協議会、

★養育支援訪問事業（専門的相談支援・育児家事支援）

子ども家庭相談室事業・・・等

施策（２）ひとり親家庭の自立支援の推進・・・

母子・父子自立支援体制の整備（総合的・包括的な相談支援）・・・等

施策（３）障がい児施策の充実・・・

児童発達支援事業の充実

保育所等訪問支援事業の充実

ペアレント・トレーニング講座、ペアレント・メンター事業

障害児相談支援事業の実施

子ども期の生活支援の充実・・・等

施策（４）外国人住民への子育て支援の充実・・・

適切な行政情報の提供・・・等

施策（５）子どもの貧困対策の推進・・・

学習支援事業・・・等

教育・保育の量の見込みと確保方策

教育や保育の支援

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保方策を定めました。

| | 区分 | 推計 | | | | |
|----------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 1号認定 | 量の見込み | 1,077人 | 1,001人 | 925人 | 904人 | 882人 |
| | 確保方策 | 1,895人 | 1,725人 | 1,725人 | 1,725人 | 1,725人 |
| 2号認定 | 量の見込み | 1,201人 | 1,162人 | 1,118人 | 1,138人 | 1,155人 |
| | 確保方策 | 1,101人 | 1,162人 | 1,162人 | 1,162人 | 1,162人 |
| 3号認定 (0歳) | 量の見込み | 128人 | 127人 | 126人 | 123人 | 121人 |
| | 確保方策 | 190人 | 205人 | 211人 | 201人 | 201人 |
| 3号認定 (1・2歳) | 量の見込み | 669人 | 686人 | 711人 | 729人 | 738人 |
| | 確保方策 | 674人 | 704人 | 728人 | 738人 | 738人 |

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

保護者が就労または疾病等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後や長期休暇中等に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

量の見込みを以下のとおり見込み、確保方策を定めました。

| 区分 | 推計 | | | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 量の見込み | 1,255人 | 1,236人 | 1,244人 | 1,180人 | 1,140人 |
| 確保方策 | 1,340人 | 1,340人 | 1,340人 | 1,340人 | 1,340人 |

子育て短期支援事業

保護者が、疾病・疲労等、身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等、保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

【今後の方向性】

現在、2か所の市外の施設で実施しています。利用実績はありませんが、ニーズに対応できるよう、実施施設も含めた事業のあり方等について検討しながら、確保に努めます。

ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を「行いたい人（提供会員）」と「受けたい人（依頼会員）」からなる相互援助活動について、連絡・調整を行うことにより子育て支援を実施します。

相互援助の内容は、保育施設への送迎や一時預かり等です。

【今後の方向性】

利用状況やニーズを踏まえ、ニーズが充足される確保の内容を維持していきます。また、引き続き活動件数の増加に向けて、会員数の増加や活動内容の充実を図りながら確保に努めます。

幼稚園での一時預かり事業

通常の教育時間後や長期休業期間中等に、希望する在園児を対象に保育を行う事業です。

【今後の方向性】

預かり保育の受け入れ人数の拡充による確保に努めます。

幼稚園以外での一時預かり事業

家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児について、一時的に保育を行う事業です。

【今後の方向性】

令和元年度に一般型を開設するとともに、既存の施設での対応をしていきます。

延長保育事業

保護者の就労形態の多様化に伴う、保育時間の延長に対する需要に対応するため、通常の保育時間を超えて保育所（園）で児童を預かる事業です。

【今後の方向性】

市内の保育所（園）の多くで延長保育を実施しており、既存施設での対応により、確保に努めます。

病児保育事業

保育所（園）、こども園長時部等に在籍している児童を、病気のために集団で保育を受けることが困難な期間において、病院等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業です。

【今後の方向性】

ニーズに適切に対応しつつ、各年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。また、既存施設の対応件数の今後の見込みや実施施設の拡充の可能性等について検討しながら、確保に努めます。

情報提供・案内

利用者支援事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報集約、保護者からの相談に応じ、適切な支援を選択し、円滑な利用につなげるための情報提供・助言、関係機関との連絡調整等を実施します。

【今後の方向性】

令和元年度に開設した基本型を含む、基本型2カ所と母子保健型1カ所において、妊娠期から子育て期にわたる総合相談体制を充実させます。

親子のつどいや相談

子どもセンター 地域子育て支援センター つどいの広場

乳幼児親子が気軽に集える場を提供し、親子の交流や学びの講座、育児相談等を実施します。

【今後の方向性】

市内8か所の施設の利用者数の増加に向けて取り組みます。また、市民に身近な場所での実施にむけて、あり方を検討していきます。

母子保健・養育支援

妊婦健康診査事業

妊婦の健康管理の向上を図るため、妊婦を対象とした個別健康診査の診査費の一部を公費負担します。

【今後の方向性】

妊婦の個別健康診査の費用として、引き続き14回分の公費負担を実施します。

乳児家庭全戸訪問事業

概ね生後4ヵ月までの乳児を持つ家庭を対象に、子育てに関する情報提供、乳児・保護者の心身の状況や養育環境を把握し、養育についての相談・助言・その他の援助を行うことを目的に、保健師・助産師が家庭を訪問し、必要な支援を行います。

【今後の方向性】

産後の負担感が大きい生後2ヵ月頃までに必要な相談・支援に繋がれるよう、妊娠期からの取組と連動しながら、乳児家庭への訪問を実施します。

養育支援訪問

I) 養育支援家庭訪問事業（専門的相談支援）

乳児家庭全戸訪問事業の結果に基づき、養育支援が必要な家庭に対し、専門的な相談・指導・助言、その他必要な支援を継続的に実施しています。

II) 養育支援家庭訪問事業（育児家事援助）

要保護児童対策地域協議会において、要保護・要支援登録されている児童及び虐待リスクの高い家庭で育児支援の必要な家庭へ訪問し、支援を行っています。

【今後の方向性】

養育支援訪問事業の対象者を適切に把握するしくみを整え、出産後早期から、専門的な相談支援や育児サポートを継続的に実施し、育児負担の軽減や不適切な養育状況の改善を図ります。

近江八幡市 子ども・子育て支援事業計画ハチピープラン 概要版

令和2年年3月

近江八幡市 子ども健康部 子ども支援課

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236

電話 0748-36-5524 FAX 0748-32-6518